

鎌倉市地域貢献送迎バスモデル事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等の移動手段を確保し、外出支援を推進することにより、地域において誰もが安心して生活できる環境を創出するため、鎌倉市地域貢献送迎バスモデル事業（以下「モデル事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 モデル事業の利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住していること。
- (2) 一人で送迎車両の乗降が可能であること。

(事業の内容)

第3条 モデル事業は、次の各号に定める内容を実施する。

- (1) 本市内で自家用送迎輸送を実施している事業者で、モデル事業の趣旨に賛同し協力できる事業者（以下「協力事業者」という。）が運行する送迎車両を有効活用するものとする。
- (2) 市及び協力事業者はモデル事業の趣旨を理解するとともに、協力事業者の本来の業務に支障が出ない範囲でモデル事業を実施する。
- (3) 市は、協力事業者に対してモデル事業の運営に必要な支援を行うものとする。
- (4) モデル事業の運行経路は、協力事業者が実施している送迎運行経路の範囲内を基本とし、市と協力事業者が別に定めた運行経路とする。
- (5) モデル事業の運行日及び運行時間は、協力事業者が実施している送迎運行の範囲内を基本とし、経路ごとに別に定めた時間帯とする。
- (6) モデル事業の利用料金は無料とする。
- (7) モデル事業の利用方法は、市と協力事業者が協議して決定するものとする。

(事故対応)

第4条 送迎車両運行中の事故等に係る補償は、協力事業者が加入する自動車保険で対応するものとする。

(損害賠償)

第5条 モデル事業の不正な利用により協力事業者又は第三者が損害を被った場合は、利用者の責任によりその損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第6条 市は、協力事業者がモデル事業の運送に要する自動車保険料、燃料代、駐車場料金及びモデル事業の利用調整に係る人件費のうち、市長が必要と認める費用の一部を負担するものとする。

- 2 前項で負担する金額は、年間5万円とする。ただし、実際の運送に要した費用が5万円を下回る場合は、実際の運送に要した費用とする。

(報告)

第7条 協力事業者は、モデル事業の実績を事業実施年度ごとに市に報告しなければならない。

(支払)

第8条 市長は、第6条第2項に定める負担金を概算払により協力事業者に支払い、支払った負担金は事業実施年度の翌年度の5月末日までに精算するものとする。

(負担金の返還)

第9条 市長は、協力事業者が偽りその他不正な手段により負担金の支払いを受けたときは、これらの額の全部又は一部を返還させることができる。

(協定の締結)

第10条 モデル事業の実施に関し、市が負担する費用の内訳その他必要な事項について協力事業者と協定を締結するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。